

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年6月11日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成29年3月10日、A所在のB会社C支店（以下「会社」という。）に雇用され、当初は第D倉庫に配属されたが、同月中に第E倉庫に異動となり、倉庫内商品管理業務に従事していた
- 2 請求人によると、平成29年11月8日、風呂ふたの棚入れ作業を連続して行った際に右腕を痛めた（以下「本件災害」という。）として、同月14日、F医療機関に受診し、「頰椎捻挫、右上腕骨外側上顆炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は本件災害によるものであり、業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成29年11月14日から同月30日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が平成31年2月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 災害性の原因について

まず、災害性の原因によるか否かについて、以下検討する。

ア 請求人は、平成30年2月7日付け上肢等の発生報告書及び同年5月18日付け聴取書において、要旨、「平成29年11月8日、午前11時頃、棚入れ作業中、風呂ふたが入ったダンボールを3段の棚の一番上に持ち上げ入れようとした瞬間に、上腕全体に痛みがでた。」と述べる一方で、平成30年5月31日付け電話録取書において、要旨、「本件災害発生時に持ち上げていたのは鉄釜だったかもしれません。風呂ふたについて、連続では積みをしていた時に腕全体にこわばりがでてきました。風呂ふたの連続作業をしていたことが印象に残っていたので、風呂ふたと言いましたが、実際に棚入れをした作業は鉄鍋である。」と述べている。

イ また、Gは、「平成29年11月8日に風呂ふたの棚入れをお願いしたのは間違いはないが、その時に何か痛めたという報告はなかった。」と述べている。

ウ さらに、H医師は、平成30年5月1日付け意見書（以下「H医師意見書」という。）において、請求人の傷病名を頸椎捻挫、右上腕骨外側上顆炎と診断した上で、要旨、「〔自訴及び自覚症状〕右肩～右上腕にかけての疼痛、右上肢拳上時違和感、頸部痛、〔他覚的所見〕右肩ROM full、頸椎・右肩X-P検査上明らかな異常所見なし、〔発生状況にかかる本人の申立て〕工作中、10kg位の荷物を抱えた後から右肩～上腕にかけての疼痛出現、〔診断理由〕chair test (+)、thomsen test (+)、中指伸展test (+)、外側上顆の殴打痛(++) 圧痛(+)、〔請求人が主張する作業（搬入作業等）との医学的因果関係〕不明」と述べている。

エ 上記に照らすと、本件災害時の請求人の作業については、請求人の申述等の内容に変遷も認められ、災害直後に会社への報告もされておらず、本件災害時の作業が特定できないこと、H医師意見書をみても、請求人申立ての作業と本件傷病との間に医学的因果関係が認められないことから、本件傷病は、災害性の原因によるものと認めることができない。

オ なお、請求人は、H医師が頸椎捻挫と診断したことが誤っていると主張しているが、I医師は、「H医師が『頸椎捻挫』と診断した根拠は、初診時の自訴及び自覚症状が『右肩～右上腕にかけての疼痛』及び『頸部痛』であったためと考えられる。通常、患者が『頸部痛』を訴えれば、『頸部捻挫』と診断することはあり得る。」旨述べており、請求人の上記主張は認めることができない。

(2) 上肢等への負担について

次に、請求人は、本件傷病は、上肢等に負担のかかる作業に従事した業務上の事由によるものであると主張している。上肢等への負担については、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準等について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）が策定され、この取扱いは妥当なものであることから、以下認定基準に従い検討する。

ア 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事したものであること

請求人は、1日4時間、週3日勤務のパートタイム労働者として、会社に雇用された平成29年3月10日から同年11月8日までの約8か月間、倉庫内商品管理担当として、棚入れ作業や梱包作業などを行っており、これらの作業は、いずれも上肢の反復動作の多い作業に該当するものであることから、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事したものと認められる。

イ 発症前に過重な業務に就労したこと

(ア) 部門全体の棚入れ作業の業務量を6か月間の平均作業量と比較すると、発症直前1か月間が25%、発症前2か月間が2%、それぞれ増加しているが、これ以外の月は、いずれも平均を下回っていること、請求人と同種労働者の業務量を比較すると、おおむね請求人の業務量が少なく、労働時間の比較においても、請求人の労働時間が少ないから、決定書理由に説示

のとおり、認定基準に示された「同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前の3か月程度にわたる」という要件を満たしていない。

(イ) また、同オに説示のとおり、請求人の発症直前1か月間の業務量が増加しているが、同期間に1日の業務量が20%以上増加した可能性が考えられるのは、終日棚入れ作業を行った水曜日の4日間のみであるから、認定基準に示された「業務量が1か月の平均では通常範囲内であっても、1日の業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるものが発症直前3か月程度継続している」という要件を満たしていない。

(ウ) さらに、同オに説示のとおり、会社関係者は、「特にノルマを課しているわけではない。終わらず残るものは社員が行うし、できなかったものを翌日に行うこともある。」旨述べており、請求人の勤務表をみても、残業はほとんどないから、認定基準に示された「業務量が1日の平均では通常範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるものが発症直前3か月程度継続している」という要件を満たしていない。

ウ 以上のとおりであるから、決定書理由に説示のとおり、本件傷病は、認定基準を満たしておらず、業務上の事由によるものということとはできない。

(3) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年6月15日